

不足額給付対象者確認フローチャート

※判定結果は次のページをご確認ください。
※令和6年度分個人住民税に係る合計所得金額（令和5年分所得）や令和6年分所得税に係る合計所得金額（令和6年分所得）が1,805万円を超える方は給付の対象となりません。

令和7年1月1日時点で宇都宮市に住民登録がありますか。もしくは、令和7年度分個人住民税が宇都宮市で課税・非課税決定されていますか。

いいえ

【宇都宮市においては対象外】令和7年1月1日時点にお住まいの(令和7年度に課税・非課税決定されている)市区町村へ対象となるかお問い合わせください。

はい

令和6年分所得税または令和6年度分個人住民税所得割で定額減税※1を受けていますか。

はい

令和6年分所得税または令和6年度分個人住民税所得割で定額減税しきれない額※2がありますか。

はい

いいえ

【対象外】定額減税しきれているため対象外です。

定額減税しきれない額の合計額(1万円単位切り上げ) ≤ 令和6年度調整給付金(当初調整給付)となっていましたか(未申請・辞退も含む)。

はい

いいえ

【対象外】当初調整給付から不足額が発生していないため対象外です。

令和6年中(令和6年1月2日以降)に宇都宮市に転入してきましたか。

はい

いいえ

下記①～④いずれかの条件を満たしますか。

- ①令和6年中に2か所以上の自治体で転出入を繰り返している(令和6年度分個人住民税課税自治体と宇都宮市に転入する前の自治体が異なっている)。
- ②令和6年度分個人住民税において他市区町村で被扶養者であった。
- ③支援措置対象者として、個人情報の取得に制限がかかっている。
- ④令和6年1月1日時点で国外居住者である。

はい

いいえ

3 申請書の提出が必要です。コールセンターまでお問い合わせください。

2

宇都宮市から当初調整給付金を受給、又は令和7年6月17日までに「公金受取口座」※4を登録していますか。

はい

いいえ

1

2

【やむを得ないと内閣府が認める場合(特例)】以下の【要件】を満たす方は、給付対象者に該当する可能性があります。

該当する方は、

7 申請書(特例)の提出が必要です。コールセンターまでお問い合わせください。

【要件】令和6年分所得税額及び令和6年度分個人住民税所得割額が0円であり、令和5年度、令和6年度に実施された低所得世帯向け給付(令和5年度住民税非課税世帯への給付(7万円)、令和5年度住民税均等割のみ課税世帯への給付(10万円)、令和6年度新たに住民税非課税世帯もしくは均等割のみ課税となった世帯への給付(10万円))を受給しなかった方で、以下のいずれかの条件を満たすこと

・令和6年度分個人住民税(令和5年分所得)において、扶養親族等として住民税の定額減税の対象になったものの、令和6年分所得税(令和6年分所得)において合計所得金額が48万円を超える方又は青色事業専従者等であるために、税制度上「扶養親族」から外れてしまい、扶養親族等として所得税の定額減税の対象から外れてしまった場合 → 所得税の定額減税対象分(3万円)について、調整給付金(不足額給付Ⅱ)(特例)の対象となります(当初調整給付の対象となっていた場合(扶養親族等を含む。))は、所得税の定額減税対象分から、当初調整給付の額を控除した額(扶養親族等として加算される方として受けた額を含む。)について、調整給付金(不足額給付Ⅱ)(特例)の対象となります。

・令和5年分所得において、合計所得金額が48万円を超える方又は青色事業専従者等(税制度上「扶養親族」から外れてしまう方)であったため、扶養親族等として住民税の定額減税の対象から外れてしまったものの、令和6年分所得において合計所得金額48万円以下であったため、扶養親族等として所得税の定額減税の対象になった場合 → 住民税の定額減税対象分(1万円)について、調整給付金(不足額給付Ⅱ)(特例)の対象となります。

※当初調整給付の算出に際し、令和5年の所得等を基にした推計額を用いて算定したことにより、本人として当初調整給付の対象となっていた場合は支給対象外となります。

下記(1)～(3)すべての条件を満たしますか。

- (1)令和6年分所得税及び令和6年度分個人住民税所得割ともに定額減税前税額が0円である(本人として定額減税の対象外)。
- (2)税制度上、「扶養親族」対象外(青色事業専従者、事業専従者(白色)や合計所得金額48万超)である(扶養親族等として定額減税の対象外)。
- (3)低所得世帯向け給付※3の対象世帯の世帯主又は世帯員に該当していない。

はい

いいえ

【対象外】扶養親族等として定額減税の対象となっている、低所得世帯向け給付の対象世帯であったなどの理由により対象外です。

令和6年中(令和6年1月2日以降)に宇都宮市に転入してきましたか。

はい

いいえ

下記①～④いずれかの条件を満たしますか。

- ①令和6年中に2か所以上の自治体で転出入を繰り返している(令和6年度分個人住民税課税自治体と宇都宮市に転入する前の自治体が異なっている)。
- ②令和6年度分個人住民税において他市区町村で被扶養者であった。
- ③支援措置対象者として、個人情報の取得に制限がかかっている。
- ④令和6年1月1日時点で国外居住者である。

はい

いいえ

6-2 申請書兼支給確認書Bの提出が必要です。コールセンターまでお問い合わせください。

6-1

本人として当初調整給付の対象となっていますか。

はい

いいえ

8-1

令和7年6月17日までに「公金受取口座」を登録していますか。

はい

いいえ

4

5

判定結果

- 1 7月16日～
宇都宮市調整給付金(不足額給付Ⅰ)支給通知書を送付しました。
- 2 8月7日～
宇都宮市調整給付金(不足額給付Ⅰ)支給確認書を送付しました。
- 3 宇都宮市調整給付金(不足額給付Ⅰ)申請書の提出が必要です。
- 4 7月16日～
宇都宮市調整給付金(不足額給付Ⅱ)支給通知書を送付しました。
- 5 8月7日～
宇都宮市調整給付金(不足額給付Ⅱ)支給確認書を送付しました。
- 6-1 8月7日～
宇都宮市調整給付金(不足額給付Ⅱ)申請書兼支給確認書Aを送付しました。
- 6-2 宇都宮市調整給付金(不足額給付Ⅱ)申請書兼支給確認書Bの提出が必要です。
- 7 宇都宮市調整給付金(不足額給付Ⅱ)申請書(特例)の提出が必要です。
- 8-1 8月7日～
宇都宮市調整給付金(不足額給付Ⅱ)支給確認書(特例)Aを送付しました。

【お問い合わせ】

宇都宮市調整給付(不足額給付給付金)
コールセンター
TEL:0120-483-049
受付時間:午前9時～午後5時(土日祝を除く)

- ※1 詳しくは宇都宮市HP「令和6年度個人住民税(市民税・県民税)の定額減税について」(ページID:1035984)や内閣官房HP「新たな経済に向けた給付金・定額減税一体措置」
<https://www.cas.go.jp/jp/seisaku/benefit2023/index.html>をご覧ください。
- ※2 令和6年分源泉徴収票に記載されている控除外額は、所得税の定額減税可能額のうち令和6年分の所得税から控除しきれなかった額となりますが、令和6年度の当初調整給付の算定の際に、令和5年分所得から推計して控除しきれないと見込まれる額を支給していますので、「控除外額」がそのまま令和7年度に支給されるわけではありません。なお、所得税法上、確定申告が不要とされる方(年金収入が400万円以下で2か所から年金を受給している方など)は、調整給付金(不足額給付)の算定にあつては、所得を合算して所得税を算定しますので、源泉徴収票に記載されている控除外額と異なる場合があります。
- ※3 令和5年度住民税非課税世帯への給付(7万円)、令和5年度住民税均等割のみ課税世帯への給付(10万円)、令和6年度新たに住民税非課税世帯もしくは均等割のみ課税となった世帯への給付(10万円)。
- ※4 マイナンバーとともに給付金等の受取のための口座として、国に登録した口座。